

墨田区告示第69号

「墨田区北斎基金」及び「墨田区文化観光基金」への寄附金の指定納付受託者より、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による届出があったため、同条第4項の規定に基づき、告示する。

令和8年2月27日

墨田区長 山本 亨

変更前	名称	住所
	株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町2番14号 N.E.S.ビル N棟2階
変更後	名称	住所
	株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階